

別記様式(第6関係)

		担当課	都市計画課
会議の名称	令和5年度第2回鴻巣市都市計画審議会		
開催日	令和5年10月3日(火)		
開催時間	午後1時28分 開会 ・ 午後2時23分 閉会		
開催場所	鴻巣市役所 1001会議室		
議長(委員長・会長)氏名	会長 田尻 要		
出席者(委員)氏名(出席者数)	竹田 悦子、大塚 佳之、川崎 葉子、西尾 綾子、中西 耕二郎、古山大輔、田尻 要、山本 明伸、大塚 明夫、佐藤 泰彦、宮永 文雄、川邊 隆浩、斎藤 徹、相原 秀行、黒沼 浩二 (会長1名、委員14名)		
欠席者(委員)氏名(欠席者数)	織田 京子(1名)		
事務局職員職氏名	都市建設部副部長 " 副部長 " 参事兼都市計画課長 " 都市計画課副参事 " " 計画担当主査 " " " 主事 " " " 主事補	矢部 正樹 五十嵐 剛 山崎 淳一 島田 幸男 本間 直人 柴田 瞳子 小林 慶大	
傍聴の可否(傍聴者数)	可 (0名)		
会議の内容	(議題) 議案第1号 鴻巣市都市計画マスタープランの変更(案)について(鴻巣市決定)		
	(決定内容) ○議案第1号について第1回審議会に引き続き、説明、質問回答を行った。原案のとおり可決された。		
	(説明の概要) ○議案第1号 鴻巣市都市計画マスタープランの変更のに関して、改訂案を審議する。		

(主な質問事項)

【議案第1号について】

- Q. 追加の文中にある「民間活力の導入」について、どのような想定をされているのか、どのようなイメージか。
- A. 総合政策課に確認した上での回答となる。公共施設等の管理は、「鴻巣市公共施設等総合管理計画」に基づき、将来を見据えた適正な総量管理の実現を図っていくこととしている。旧笠原小学校については、地域の意向の把握、民間事業者へのアンケート・ヒアリングを行った。施設ごとに地域特性や利用実態は異なるので、個別に検討していく必要があると考える。
- Q. 統合等に伴う公共施設等とは、具体的にどこか。
- A. 学校教育施設、子育て支援施設、保健・福祉施設などの公共施設、道路、公園などの都市基盤施設、インフラ、第三セクターや地方公社が管理している公共施設を公共施設等としている。
- Q. 統合等に伴う、ということは、道路や公園や保健・福祉施設なども統合しようとしているのか。
- A. 道路や公園といった都市基盤施設については統合という概念はない。統合等が必要と思われる施設については、必要に応じて検討した上で統合等が行われるものと認識している。
- Q. 統合しようとしている施設は何か。子育て支援施設も統合するのか。
- A. 子育て支援施設も必要があれば、その都度検討し、合理的であれば統合等が行われると想定される。今回の提案は、特定の施設を統合することを目的としていない。
- Q. 「効率的な行財政運営の推進」としているが、「鴻巣市公共施設等総合管理計画」に基づく今後の計画は。
- A. 資産管理課に確認した上での回答となる。「鴻巣市公共施設等総合管理計画」は、将来を見据えた適正な総量管理の実現を図っていくという考えのもと、民間活力の導入や遊休施設の有効活用として、積極的な貸付などの方針が定められているが、施設ごとに地域特性や利用実態が異なるので、地域の方々に係るニーズについても適切に捉えながら、個別に検討していく必要があるものとする。
- Q. 地域の活性化に資する施設とは具体的に何を想定しているか。
- A. 雇用の創出、地域住民が体を動かせる場やコミュニティの場などが想定されるが、具体的な内容は、事案ごとに地域住民の意向や地域の実情を踏まえて検討されるべきと考える。
- Q. 儲けや収益ではなく、公共サービスとして行うことが必要なのではないか。
- A. 民間活力の導入により行政ではできないことが可能になることもある。民間に全てを任せるのではなく、行政と連携して行うことを想定している。事業者を選定する際には、必要とされる要件を盛り込むことで公共性が確保できると考える。
- Q. 統合等に伴う公共施設について儲かるという見通しが無い中で民間業者が手を挙げなかったら、公共施設として管理していくのか。
- A. 総合政策課の業務となるが、事業者に手を挙げていただけるような選定基準を作成し、事業者が出てこないことは想定していないと思われる。

- Q. 「統合等に伴う公共施設等の跡地」とは、具体的にどのような公共施設を示すのか。
- A. 学校教育施設、子育て支援施設、保健・福祉施設などの公共施設、道路、公園などの都市基盤施設、インフラ、第三セクターや地方公社が管理している公共施設を公共施設等としている。
- Q. 議案5ページ(5)その他「①公共施設地としての土地利用」に「鴻巣市役所周辺、吹上支所周辺及び川里ふるさと館周辺を、公共施設地として位置付けます。」とあるが、「統合等に伴う公共施設等の跡地」は、①の鴻巣市役所周辺、吹上支所周辺、川里ふるさと館周辺以外の場所を指すのか。
- A. 必要に応じて統合するため、鴻巣市役所周辺、吹上支所周辺、川里ふるさと館周辺以外のみを対象としているものではないと認識している。
- Q. 鴻巣市役所周辺や吹上支所周辺、川里ふるさと館周辺に公共施設を集約させていくイメージはあるのか。
- A. 場所の選定については慎重に検討する必要があるため、現時点でどこかの地域に公共施設をまとめるという考え方はない。
- Q. 民間活力を導入するにあたってのメリット、デメリットはどのようなものがあるのか。
- A. メリットは、民間事業者等の優れたノウハウ、資金等を有効に活用することで、公共サービスの質の向上や、業務体制の簡素化及び効率化により経費の削減を図ることが期待できるといわれている。デメリットは、民間に任せる割合・程度が大きい手法ほど民間事業者による柔軟な対応が出来たり、経費抑制効果等が大きい反面、公共性の担保が難しくなる場合があるといわれている。
- Q. 公共性の担保が難しくなる場合がある、とのことだが、他の自治体の事例についての調査は進んでいるか。
- A. 都市計画課では他の自治体の事例については把握していない。総合政策課では調査を行っていると思われるが、事実確認を行っていないため、この場でお答えすることは控える。
- Q. 公共施設が民間活力の導入により利益を生み出す必要が生じ公共性が低下する恐れがあるが、市民が市民の財産である公共施設を有効活用できるようにするという市の役割放棄になる可能性はないのか。
- A. 総合政策課に確認した上での回答となる。本変更案は、統合等により公共施設の跡地が生じて他の用途へ有効活用を図る場合には、市直営の手法のみならず民間活力の導入も視野に入れるという指針を追記するものである。将来を見据えた公共施設等の最適化を実現するよう、地域のニーズも適切に捉え、民間活力の導入も踏まえながら、他の用途への転用や複合施設化の可能性を検討し、効率的な行財政運営に努めていく。
- Q. 将来を見据えた公共施設等の最適化といえば聞こえはいいが、その前に公共サービスをしっかりと行っていく、続けていくことが市のやるべきことではないか。
- A. 跡地利活用の検討をする公共施設は、従来の公共施設としての役割を終えた行政財産である。必要に応じて、地域の声を伺いながら他の公共施設として利活用することは有効な手段の一つだと考える。
- Q. 今後、公共施設の統合、跡地の利活用について、地域住民の声を吸い上げていくのか。
- A. 行政側が一方的に決めているものではないと認識している。笠原小学校の案件についても、地域の声を反映して現在に至ったと捉えている。

配布資料	1 次第
	2 議案書
	3 配席表
	4 事前質問回答書